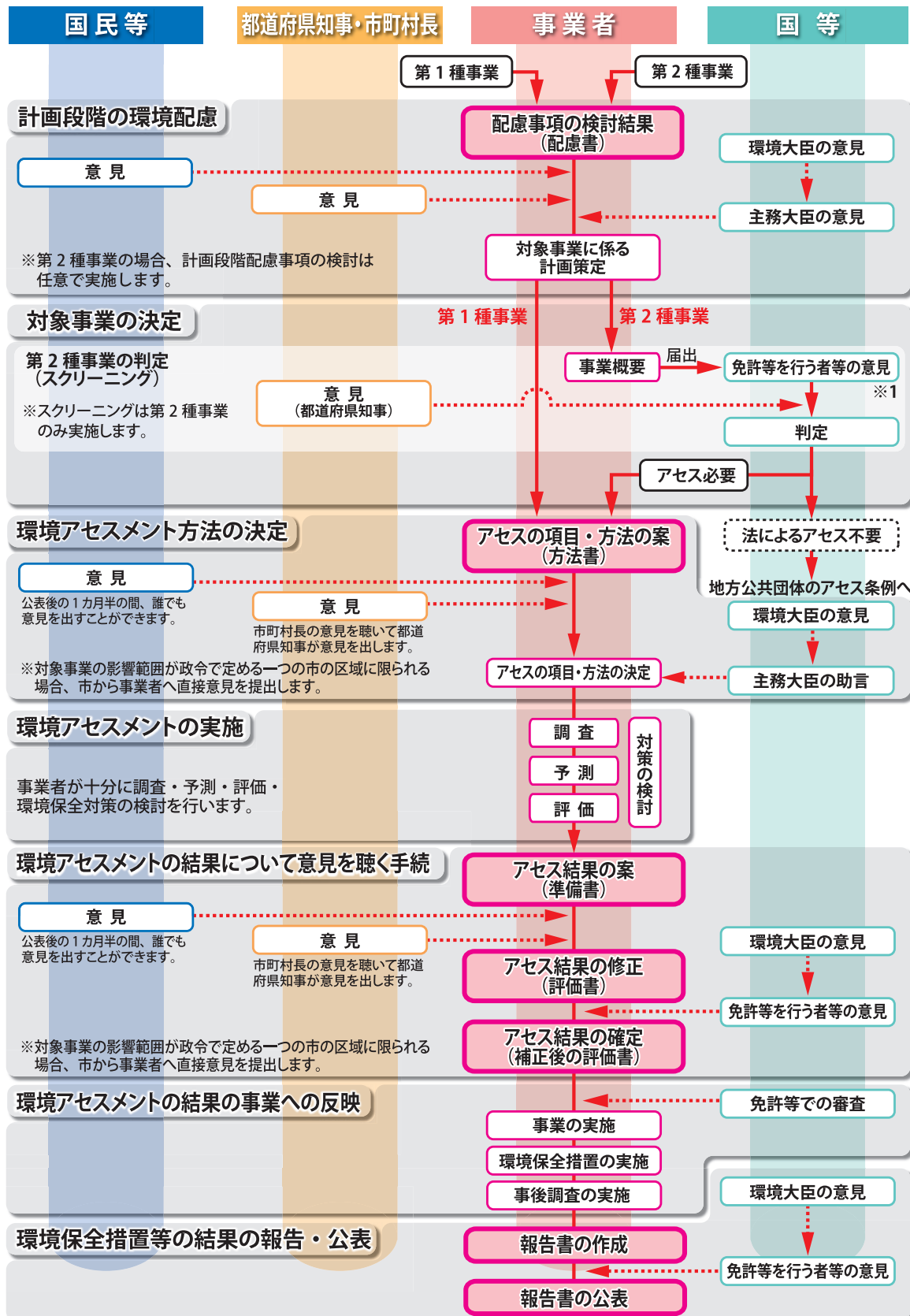


(4) 環境アセスメントの手続

環境アセスメントの手続の流れ（発電所等の場合を除く）



※1:「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。

→ 手続の主な流れ 手続への関わり